

後期高齢者医療保険料

口座振替中止（年金天引き開始）の手続きについて

後期高齢者医療制度の保険料は、年金天引きが原則です。

すでに「口座振替を優先する」をご希望された方が、再度、「年金天引き」をご希望される場合は、以下のとおり、お手続きが必要となります。

また、年金天引きの開始は、1年に1度（10月開始のみ）となります。

※お手続きに一定のお時間を要します。

ご申請の時期によっては、1年以上お待ちしていただく場合がありますので、詳しくは、下記までお問合せください。

なお、次の条件に当てはまる場合は、口座振替が継続します。

〈口座振替が継続する場合〉

- ・練馬区の介護保険料が年金から引き落とされていない方
- ・対象年金が18万円未満の方
- ・練馬区の介護保険料と後期高齢者医療保険料の月支払額の合算が、月支給年金額の2分の1を超える方

【納付方法選択・申請書】

保険料の納付方法は、口座振替より、年金引き落としを優先します。

氏名： _____

住所： _____

被保険者番号： _____

生年月日： 明・大・昭 年 月 日

電話番号： _____

記入日 ： 令和 年 月 日

【お問合せ】 練馬区 国保年金課 後期高齢者保険料係 電話03-5984-4588

○区事務処理欄 □入力 (/)、□確認 (/)